

会員各位

定款・細則等の改定について

2025 年 6 月 20 日
一般社団法人 日本形成外科学会
制度検討委員会
委員長 松村 一

2025 年 4 月 17 日の会員総会にて報告した通り、2024 年度は下記の定款・細則等の一部が改定されましたので、ご報告申し上げます。

1. 指導医細則 【理事会承認報告】

新	旧
【第 3 章と第 4 章を入れ替え】 第 3 章 特定分野指導医 第 4 章 分野指導医 第 8 条 【追加】 4. 前条の特定分野指導医を含む 9 つの分野指導医は、形成外科領域専攻医に対して当該分野に関する指導を行うことができる。 第 7 条 【追加】 3. 特定分野指導医は、形成外科領域専門医に対して当該分野に関する指導を行うことができる。 【項目番号の変更】 4. 各特定分野指導医の申請資格、認定審査、および更新審査等に関しては、別に定める。 5. 前項の業務を行う目的で、各特定分野に応じて認定委員会を置く。 第 9 条 (1) 形成外科領域専門医の資格を有するもの	第 4 章 特定分野指導医 第 3 章 分野指導医 第 7 条 第 8 条 3. 各特定分野指導医の申請資格、認定審査、および更新審査等に関しては、別に定める。 4. 前項の業務を行う目的で、各特定分野に応じて認定委員会を置く。 第 9 条 (1) 形成外科領域専門医の資格を有し、1 回以上更新を行ったもの

2. 特定分野指導医細則 【理事会承認報告】

新	旧
第1条 本細則は、一般社団法人日本形成外科学会（以下、学会という）が形成外科領域専門医制度（以下、制度いう）指導医細則第7条に定める特定分野指導医資格の認定・更新審査に関する諸規程を定めるものである。	第1条 本細則は、一般社団法人日本形成外科学会（以下、学会という）が形成外科領域専門医制度（以下、制度いう）指導医細則第8条に定める特定分野指導医資格の認定・更新審査に関する諸規程を定めるものである。
第6条 (2) 学会が定める形成外科専門研修施設もしくは当該特定分野指導医が常勤している施設において、形成外科領域専門研修修了後もしくは日本形成外科学会専門医資格を取得後に、当該特定分野に関する研修歴を3年以上有していること	第6条 (2) 学会が定める形成外科専門研修施設もしくは当該特定分野指導医が常勤している施設において、形成外科領域専門医資格を取得後に、当該特定分野に関する研修歴を3年以上有していること

3. 定款細則 【理事会承認報告】

新	旧
【削除】 第1章 会員資格 (正会員入会手続き) 第1条 【追加】 2. 日本国医師免許を有する医師にあつて、形成外科専門研修以外の目的で正会員としての入会を希望するものは、別に定める入会申請理由書を理事会に提出しなければならない。 3. 前項に該当する入会申請者に対して、理事会は入会申請理由を確認するために面談を要請することができる。 4. 前々項に該当する入会申請者の推薦人は、利益相反の取り扱いに関する細則に基づき、利益相反申告書を理事会に提出しなければならない。 【変更】 第11条 選挙に関する公示は、選挙の行われる事業年度の8月末までに行わなければならない。	第1章 会員資格 (正会員入会時の推薦人) 第1条 第11条 選挙に関する公示は、選挙の行われる事業年度の10月末までに行わなければならない。

2. 委員会は、選挙の行われる事業年度の8月末までに、定款第6条3項に定める有権者を、本細則第4条に定める選挙区別に全有権者に告知する。

3. 選挙人は有権者名簿に脱漏、誤記があると認めた時は、前項の告知後2週間までに委員会に異議の申し立てをすることができる。

第12条 選挙に立候補しようとする者は、選挙の行われる事業年度の9月末までに、立候補する旨を委員長に届け出なければならない。ただし、簡易書留ないし書留による場合には9月30日消印有効とする。

第13条 委員会は、選挙区別の候補者氏名と評議員定数を、選挙の行われる事業年度の11月15日までに全有権者に告示しなければならない。

第14条 選挙期日は12月1日とする。ただし、簡易書留ないし書留による投票用紙郵送の場合には11月30日消印有効とする。

【削除（文言統一）】

（開票）

第15条

4. 次の投票は無効とする

（1）本細則第14条2項に違反するもの

【追加】

第3章

第21条

（1）名誉会員及び特別会員

【削除（文言統一）】

第22条

3. 理事長指名議員の任期は、当該理事長任期中の選挙により選任された評議員と同じ期間とする。

【変更】

第4章 役員の選任

2. 委員会は、選挙の行われる事業年度の10月末までに、定款第6条3項に定める有権者を、本細則第4条に定める選挙区別に全有権者に告知する。

3. 選挙人は有権者名簿に脱漏、誤記があると認めた時は、選挙の行われる事業年度の11月15日までに委員会に異議の申し立てをすることができる。

第12条 選挙に立候補しようとする者は、選挙の行われる事業年度の11月末までに、立候補する旨を委員長に届け出なければならない。ただし、簡易書留ないし書留による場合には11月30日消印有効とする。

第13条 委員会は、選挙区別の候補者氏名と評議員定数を、選挙の行われる1月10日までに全有権者に告示しなければならない。

第14条 選挙期日は2月1日とする。ただし、簡易書留ないし書留による投票用紙郵送の場合には1月31日消印有効とする。

（開票）

第15条

4. 次の投票は無効とする

（1）本細則第14条第2項に違反するもの

第3章

第21条

（1）名誉会員

第22条

3. 理事長指名議員の任期は、当該理事長任期中の評議員選挙により選任された評議員と同じ期間とする。

第4章 役員候補者の選出方法

第23条 定款第26条1項に定める役員は評議員任期初年度の3月31日に64歳未満でなければならない。

【追加】

(役員立候補)

- 第24条 役員に立候補するものは、選挙が行われた事業年度の1月31日までに所定の用紙を用いて学会事務局に届け出なければならない。
2. 理事会は、役員立候補者数が前条2項の定数を満たさない場合、役員立候補者の追加公募を行うことができる。
3. 学会事務局は、立候補者が定款第29条3項、及び本細則第23条1項を満たしていることを確認のうえ、役員候補者を定時社員総会の15日前までに評議員に通知する。

【変更・追加】

(役員選挙)

- 第25条 役員は、選挙が行われた事業年度に関する定時社員総会において、評議員を選挙人とする役員選挙により選出される。
2. 前項の役員選挙において、理事にあっては選出すべき人数の5名連記投票、監事は単記投票とし、有効得票数の多いものから順次当選者と定め、得票数同数の時は、抽選による。
3. 役員の欠員については、前項の投票による得票の次点者、または以下に引き続く得票者を順に繰り上げて選任し、その任期は定款第29条4項に定めるところとする。
4. 欠員を補う役員候補者が不在の場合は、理事会での審議により欠員の補充を行う。

【変更（文言統一）】

- 第26条 この法人は定款第4条1項1号の定めるところにより、次の年次学術集会を開催する。
- (1) 日本形成外科学会総会・学術集会

第27条

第28条

第23条 定款第25条に定める役員の候補者は、評議員より選出される。

2. 役員候補者は評議員選挙が行われた年の3月31日に64歳未満でなければならない。

第24条 理事および監事候補者は、評議員を選挙人とする選挙により選出される。

2. 前項の選挙において、理事にあっては選出すべき人数の5名連記投票、監事は単記投票とし、有効得票数の多いものから順次当選者と定め、得票数同数の時は、抽選による。
3. 役員の欠員については、前項の投票による得票の次点者、または以下に引き続く得票者を順に繰り上げて選任し、その任期は定款第29条3項に定めるところとする。

第25条 この法人は定款第4条1項1号の定めるところにより、次の年次学術集会を開催する。

- (1) 日本形成外科学会・学術集会

第26条

第27条

2. 会長に立候補するものは、会長選挙が行われる年の1月31日までに所定の用紙を用いて理事長に届け出なければならない。

第29条

2. 会長に立候補するものは、会長選挙が行われる年の1月15日までに所定の用紙を用いて理事長に届け出なければならない。

第28条

以上